

令和 7 年
3 月高浜市議会定例会
参 考 資 料

目 次

種類・番号	件 名	頁
同意第 1 号	公平委員会委員の選任について	4
同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	5
議案第 3 号	高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について	6
議案第 4 号	高浜市税条例の一部改正について	7
議案第 5 号	高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	8
議案第 6 号	高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	10
議案第 7 号	高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	14
議案第 8 号	高浜市道路占用料条例の一部改正について	15
議案第 9 号	高浜市公共下水道条例の一部改正について	22
議案第 10 号	高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	23
議案第 11 号	高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について	31
議案第 12 号	高浜市職員定数条例の一部改正について	54
議案第 13 号	高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	55
議案第 14 号	高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	59

議案第 15 号	高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について	63
議案第 16 号	高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について	64
議案第 17 号	高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	65
議案第 18 号	高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	68

同意第 1 号関係

公平委員会委員の選任について

委 員 の 定 数	3 人
委 員 の 任 期	4 年
今 回 任 命 す る 委 員 の 数	1 人
氏 名	竹 内 利 宏 （ 6 8 歳 ）
略 歴	個人情報のため、非公表

同意第 2 号関係

固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員の定数	3 人
委員の任期	3 年
今回任命する委員の数	1 人
氏名	榊 原 剛 志 （5 0 歳）
略歴	個人情報のため、非公表

議案第 3 号関係

高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項</u>の規定に基づき、職員等（市における同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 市は、法<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項</u>の規定により、職員等の市に対する損害を賠償する責任を、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額から、次項に規定する額を控除して得た額について免れさせるものとする。 2 法<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項</u>の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあっては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 2 を乗じて得た額）とする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）<u>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定に基づき、職員等（市における同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 市は、法<u>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定により、職員等の市に対する損害を賠償する責任を、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額から、次項に規定する額を控除して得た額について免れさせるものとする。 2 法<u>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</u>の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあっては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に 2 を乗じて得た額）とする。

議案第 4 号関係

高浜市税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(市民税の申告) 第 3 5 条の 2 略 2 ～ 9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 6 項</u>に規定する法人番号をいう。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	(市民税の申告) 第 3 5 条の 2 略 2 ～ 9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

議案第 5 号関係

高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後										改 正 前										
別表（第 2 条関係）										別表（第 2 条関係）										
退職報償金支給額表										退職報償金支給額表										
種 類	階級	勤務年数								種 類	階級	勤務年数								
		4 年以	5 年以	7 年以	1 0 年	1 5 年	2 0 年	2 5 年	3 0 年			3 5 年	4 年以上	5 年以上	7 年以上	1 0 年以	1 5 年以	2 0 年以	2 5 年以	
		上 5 年	上 7 年	上 1 0	以上 1	以上 2	以上 2	以上 3	以上 3			以上	5 年未満	7 年未満	1 0 年未	上 1 5 年	上 2 0 年	上 2 5 年	上	
		未満	未満	年未満	5 年未	0 年未	5 年未	0 年未	5 年未			満	満	満	満	未満	未満	未満		
基 本 団 員	団長	145,000円	239,000円	269,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円	基 本 団 員	団長	145,000円	239,000円	269,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	
										円										
	副団長	140,000円	229,000円	264,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円	副団長	140,000円	229,000円	264,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円		
										円										
	分団長	＝	219,000円	260,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円	分団長	＝	219,000円	260,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円		
	副分団 長	＝	214,000円	250,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円	副分団 長	＝	214,000円	250,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円		
	部長及 び班長	＝	204,000円	235,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円	部長及 び班長	＝	204,000円	235,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円		
団員	＝	200,000円	224,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円	団員	＝	200,000円	224,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円			

議案第 5 号概要資料

高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の概要について

1. 改正理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 3 9 4 号）の公布に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「3 5 年以上」区分を追加するための改正が行われ、令和 7 年 4 月 1 日に施行される。

本市においても、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令に基づき、高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年高浜町条例第 2 6 号）で定める別表について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

別表（第 2 条関係）退職報償金支給額表

種類	階級	勤務年数								
		4 年以上 5 年未満	5 年以上 7 年未満	7 年以上 1 0 年未満	1 0 年以上 1 5 年未満	1 5 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上 2 5 年未満	2 5 年以上 3 0 年未満	3 0 年以上 3 5 年未満	3 5 年以上
基本団員	団長	145,000 円	239,000 円	269,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
	副団長	140,000 円	229,000 円	264,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
	分団長	—	219,000 円	260,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
	副分団長	—	214,000 円	250,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
	部長及び班長	—	204,000 円	235,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
	団員	—	200,000 円	224,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

備考：下線書は改定の勤務年数区分である。

議案第6号関係

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定に	(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4, 200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定に

よる金額に、第1号_____に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考 略

よる金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円

_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) 略

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_(以下この項において「特定期間」という。)_にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考 略

議案第 6 号概要資料

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の概要について

1. 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正により、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定が令和 7 年 4 月 1 日から行われる。

本市においても、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、高浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年高浜市条例第 20 号。以下「条例」という。）で定める非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

① 条例第 5 条第 2 項第 1 号、別表関係

（単位：円）

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,900（12,500）	13,700（13,350）	14,500（14,200）
分団長及び副分団長	11,300（10,800）	12,100（11,650）	12,900（12,500）
部長、班長及び団員	9,700（9,100）	10,500（9,950）	11,300（10,800）

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

② 条例第 5 条第 2 項第 2 号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。

③条例第5条第3項関係

条例第5条第3項における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 (婚姻の届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様の事情に ある者を含む。)	22歳に達する 日以後の最初の3月31 日までの間に ある 子	22歳に達する 日以後の最初の3月31 日までの間に ある 孫	60歳以上の 父母及び祖父 母	22歳に達する 日以後の最初の3月31 日までの間に ある 弟妹	重度心身障害 者
令和6年度	加算額(月額)	217円	333円	217円			
令和7年度	加算額(月額)	<u>100円</u>	<u>383円</u>	217円			

議案第 7 号関係

高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
・高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。 ・高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。	・高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。 ・高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。

議案第 8 号関係

高浜市道路占用料条例の一部改正新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位円)	占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位円)
法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	9 9 0	法第 3 2	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	9 5 0
	第 2 種電柱	1 本 1 年につき	1, 5 0 0	条第 1 項	第 2 種電柱	1 本 1 年につき	1, 5 0 0
	第 3 種電柱	1 本 1 年につき	2, 0 0 0	第 1 号に	第 3 種電柱	1 本 1 年につき	2, 0 0 0
	第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	8 8 0	掲げる工	第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	8 5 0
	第 2 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 4 0 0	作物	第 2 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 4 0 0
	第 3 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 9 0 0		第 3 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 9 0 0
	その他の柱類	1 本 1 年につき	8 8		その他の柱類	1 本 1 年につき	8 5
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	9		共架電線その他上空に 設ける線類	長さ 1 メートル 1 年につき	9
	地下に設ける電線その 他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	5		地下に設ける電線その 他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	5
	路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	8 6 0		路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	8 3 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	5 3 0		地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	5 1 0
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1 個 1 年につき	1, 8 0 0		変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1 個 1 年につき	1, 7 0 0

	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,800		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37	法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	53	第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	79		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	210		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル	長さ1メートル1	370		外径が0.4メートル	長さ1メートル1	360

				以上0.7メートル未満のもの	年につき		
				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	530	
				外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5		
			その他	長さ1メートル1年につき	18		
			道路の構造又は交通の状況	1本1年につき	1,400		

				以上0.7メートル未満のもの	年につき		
				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510	
				外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5		
			その他	長さ1メートル1年につき	17		
			道路の構造又は交通の状況	1本1年につき	1,400		

		を表示する標 示柱その他の 柱類		
	その他	上空に 設ける もの	占用面積1平方メ ートル1年につき	880
		地下に 設ける もの	占用面積1平方メ ートル1年につき	530
	その他のもの		占用面積1平方メ ートル1年につき	1,800
法第32条第1項第4号に掲げ る施設			占用面積1平方メ ートル1年につき	1,800
法第32 条第1項	上空に設ける通路		占用面積1平方メ ートル1年につき	1,100
第5号に 掲げる施 設	地下に設ける通路		占用面積1平方メ ートル1年につき	660
	その他のもの		占用面積1平方メ ートル1年につき	1,800
法第32 条第1項	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートル1日につき	22
第6号に 掲げる施 設	その他のもの		占用面積1平方メ ートル1月につき	220

		を表示する標 示柱その他の 柱類		
	その他	上空に 設ける もの	占用面積1平方メ ートル1年につき	850
		地下に 設ける もの	占用面積1平方メ ートル1年につき	510
	その他のもの		占用面積1平方メ ートル1年につき	1,700
法第32条第1項第4号に掲げ る施設			占用面積1平方メ ートル1年につき	1,700
法第32 条第1項	上空に設ける通路		占用面積1平方メ ートル1年につき	1,200
第5号に 掲げる施 設	地下に設ける通路		占用面積1平方メ ートル1年につき	710
	その他のもの		占用面積1平方メ ートル1年につき	1,700
法第32 条第1項	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートル1日につき	24
第6号に 掲げる施 設	その他のもの		占用面積1平方メ ートル1月につき	240

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	220
第7条第1号に掲げる物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	22
	アーチ	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1月につき	220
	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
第7条第1号に掲げる物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
	アーチ	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1月につき	240
	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
第7条第1号に掲げる物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
	アーチ	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1月につき	240
	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
第7条第1号に掲げる物件	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24
	アーチ	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1月につき	240
	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240

		るもの					
		その他のもの	1 基 1 月につき	1, 1 0 0			
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占有面積 1 平方メ		1, 8 0 0		令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	占有面積 1 平方メ	1, 7 0 0
	ートル 1 年につき					ートル 1 年につき	
令第 7 条第 3 号に掲げる施設	占有面積 1 平方メ	令第 7 条第 3 号に掲げる施設	占有面積 1 平方メ	令第 7 条第 3 号に掲げる施設	占有面積 1 平方メ	令第 7 条第 3 号に掲げる施設	占有面積 1 平方メ
	ートル 1 年につき		7 項に規定す		ートル 1 年につき		7 項に規定す
			る近傍類似の				る近傍類似の
			土地の時価に				土地の時価に
			0. 0 3 1 を				0. 0 3 3 を
			乗じて得た額				乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用	占有面積 1 平方メ	令第 7 条第 4 号に掲げる工事用	占有面積 1 平方メ	令第 7 条第 4 号に掲げる工事用	占有面積 1 平方メ	令第 7 条第 4 号に掲げる工事用	占有面積 1 平方メ
施設及び同条第 5 号に掲げる工	ートル 1 月につき	施設及び同条第 5 号に掲げる工	ートル 1 月につき	施設及び同条第 5 号に掲げる工	ートル 1 月につき	施設及び同条第 5 号に掲げる工	ートル 1 月につき
事用材料		事用材料		事用材料		事用材料	
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建	占有面積 1 平方メ	令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建	占有面積 1 平方メ	令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建	占有面積 1 平方メ	令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建	占有面積 1 平方メ
築物及び同条第 7 号に掲げる施	ートル 1 月につき	築物及び同条第 7 号に掲げる施	ートル 1 月につき	築物及び同条第 7 号に掲げる施	ートル 1 月につき	築物及び同条第 7 号に掲げる施	ートル 1 月につき
設		設		設		設	
備考 略				備考 略			

議案第 8 号概要資料

高浜市道路占用料条例の一部改正について

1 改正の理由

令和 6 年 1 2 月 2 0 日付け「愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例（令和 6 年愛知県条例第 6 3 号）」の公布を受け、本市においては愛知県占用料条例に準拠しているため、占用料の改正を行うものである。

2 改正の概要

愛知県の道路占用料は、固定資産税評価額の改定に合わせて 3 年ごとに見直しを行っている。
今回の改正においては、道路価格及び民間における地価に対する賃料の割合を基に占用料を改正するものである。

※今回の改正では激変緩和措置適用無。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日施行

議案第 9 号関係

高浜市公共下水道条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(法第 1 2 条の 1 1 の規定による除害施設の設置等) 第 1 3 条 法第 1 2 条の 1 1 第 1 項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされる下水及び水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、県条例の規定により当該公共下水道が接続する流域下水道(雨水流域下水道を除く。)からの放流水に関する排水基準が定められたものの(第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 県条例に規定する排水基準に係る数値 2 及び 3 略	(法第 1 2 条の 1 1 の規定による除害施設の設置等) 第 1 3 条 法第 1 2 条の 1 1 第 1 項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされる下水及び水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、県条例の規定により当該公共下水道が接続する流域下水道(雨水流域下水道を除く。)からの放流水に関する排水基準が定められたものの(第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 県条例に規定する排水基準に係る数値 2 及び 3 略

議案第 10 号関係

高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(布設工事監督者の資格) 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) <u>学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）</u>	(布設工事監督者の資格) 第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職</u>

<u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>（4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>（5） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> <u>（7） 10年以上水道等の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>	<u>大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（4） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（5） 10年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（6） 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（7） 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する</u>
---	--

- (8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事し

学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

た経験を有する者に限る。)

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、
工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程
にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目

を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専

門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 略

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下

門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号_____に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 略

水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（8） 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

議案第10号概要資料

高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的として、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を整備する。

2 改正の主な内容

【第3条 布設工事監督者の資格要件】

主な内容	現 行	改正内容
実務経験	水道に関する実務経験のみ対象	現行の水道に関する実務経験に、工業用水道、下水道、道路又は河川の実務経験を追加する。(実務経験年数のうち、半分は水道に関する実務経験とする。)
学歴及び学科要件	土木工学科(土木科)のみ考慮	土木工学科(土木科)以外の課程を追加する。
国家資格 (土木施工管理技士 1級)	規定なし	新たに資格要件として追加する。

【第4条 水道技術管理者の資格要件】

主な内容	現 行	改正内容
国家資格 (技術士：上水道部門)	規定なし	新たに資格要件として追加する。
国家資格 (土木施工管理技士 1級)		

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 号関係

高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
・高浜市職員の給与に関する条例の一部改正 (初任給、昇給、昇格等の基準) 第 6 条 略 2 ～ 4 略 5 <u>次に掲げる</u> 職員の第 3 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) <u>5 5 歳を超える職員</u> (2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの</u> 6 ～ 8 略 <u>(扶養手当)</u> 第 1 2 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	・高浜市職員の給与に関する条例の一部改正 (初任給、昇給、昇格等の基準) 第 6 条 略 2 ～ 4 略 5 <u>5 5 歳を超える</u> 職員の第 3 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 ～ 8 略 <u>(扶養手当)</u> 第 1 2 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>

(1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫 (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母 (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）について 1 人につき 1 万 3,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「8 級職員」という。）にあっては、3,500 円） _____ _____とする。 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 _____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則	(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫 (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母 (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。） _____については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「8 級職員」という。）にあっては、3,500 円）、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。） _____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
--	---

で定める。

第 13 条 削除

第 13 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(地域手当) 第 13 条の 2 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額とする。 (住居手当)	3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある 8 級職員が 8 級職員以外の職員となった場合</u> (4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で 8 級職員以外のものが 8 級職員となった場合</u> (5) <u>職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (地域手当) 第 13 条の 2 略 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の6</u> を乗じて得た額とする。 (住居手当)
--	---

第 14 条 略

(1) 略

(2) 第 15 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 6, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2 及び 3 略

(通勤手当)

第 15 条 略

(1) 略

(2) 通勤のため交通機関若しくは 有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用し、又は通勤のため自動車その他の交通の用具（以下次項において「自動車等」という。）を使用する職員のうち、これらの通勤手段を用いなければ通勤することが著しく困難である職員以外のもので、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第 15 条の 3 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前提任用短時間勤務職員（1 月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）にあつて

第 14 条 略

(1) 略

(2) 第 15 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____ が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 6, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2 及び 3 略

(通勤手当)

第 15 条 略

(1) 略

(2) 通勤のため交通機関若しくは 有料の道路（以下次項において「交通機関等」という。）を利用し、又は通勤のため自動車その他の交通の用具（以下次項において「自動車等」という。）を使用する職員のうち、これらの通勤手段を用いなければ通勤することが著しく困難である職員以外のもので、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第 15 条の 3 第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前提任用短時間勤務職員（1 月当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）にあつて

は、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）とする。

(1)～(13) 略

(14) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下この号及び次号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする者 当該職員が1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下次号において「運賃等相当額」という。）（その額が15万円を超えときは、15万円）

(15) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（利用する交通機関等の距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者） 運賃等相当額に当該職員の自動車等の使用距離に応じて第1号から第13号までに規定する額を加算した額（その額が15万円を超えときは、15万円）

（単身赴任手当）

第15条の2 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと

にに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在

は、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）とする。

(1)～(13) 略

(14) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金（以下この号及び次号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする者 当該職員が1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下次号において「運賃等相当額」という。）（その額が5万5,000円を超えときは、5万5,000円）

(15) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（利用する交通機関等の距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である者） 運賃等相当額に当該職員の自動車等の使用距離に応じて第1号から第13号までに規定する額を加算した額（その額が5万5,000円を超えときは、5万5,000円）

（単身赴任手当）

第15条の2 略

2 略

3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在

勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

_____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、そ

勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した 場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間 _____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____

の額に<u>１００分の１５０</u>を乗じて得た額)とする。 (１) 第１項に規定する場合 同項の勤務１回につき、１万円を超えない範囲内において市長が規則で定める額 _____ _____ (２) 略 ４ 略 (期末手当) 第２０条 略 ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>１００分の１２５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (１)～(４) 略 ３ 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>１００分の１２５</u>」とあるのは「<u>１００分の７０</u>」とする。 ４～６ 略 (勤勉手当) 第２１条 略 ２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる	_____とする。 (１) 第１項に規定する場合 同項の勤務１回につき、１万円を超えない範囲内において市長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に<u>１００分の１５０</u>を乗じて得た額) (２) 略 ４ 略 (期末手当) 第２０条 略 ２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>１００分の１２７．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (１)～(４) 略 ３ 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>１００分の１２７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の７１．２５</u>」とする。 ４～６ 略 (勤勉手当) 第２１条 略 ２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる
--	---

職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の50 を乗じて得た額の総額

3～6 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の2 第6条及び第12条 _____ の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(委任)

第28条 給料、管理職手当 _____、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
号給									

職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25 を乗じて得た額の総額

3～6 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の2 第6条、第12条、第13条及び第14条 _____ の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(委任)

第28条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
号給									

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300

	<u>24</u>	218 400	259 400	291 100	333 000	358 200	392 700	441 100	
	<u>25</u>	220 000	260 400	292 400	334 200	359 900	394 100	441 700	
	<u>26</u>	221 700	261 300	293 400	336 100	361 700	395 300	442 300	
	<u>27</u>	223 000	262 200	294 400	337 800	363 400	396 500	442 900	
	<u>28</u>	224 300	263 100	295 500	339 400	365 100	397 500	443 500	
	<u>29</u>	225 600	263 900	296 600	340 900	366 500	398 600	444 200	
	<u>30</u>	226 700	264 700	297 800	342 500	367 800	399 800	445 000	
	<u>31</u>	227 800	265 500	298 900	344 100	369 000	400 900	445 400	
	<u>32</u>	228 900	266 300	300 100	345 700	370 400	402 000	446 100	
	<u>33</u>	230 000	267 000	301 300	347 400	371 500	402 700	446 600	
	<u>34</u>	231 100	267 800	302 600	349 200	372 400	403 400	447 000	
	<u>35</u>	232 200	268 600	303 900	351 000	373 400	404 100	447 400	
	<u>36</u>	233 300	269 300	305 200	352 800	374 500	404 800	447 800	
	<u>37</u>	234 400	270 000	306 500	354 300	375 300	405 400	448 200	
	<u>38</u>	235 400	270 800	307 800	355 700	376 200	406 000	448 600	
	<u>39</u>	236 400	271 600	309 100	357 100	377 100	406 500	449 000	
	<u>40</u>	237 300	272 300	310 400	358 500	377 900	406 900	449 300	
	<u>41</u>	238 200	273 000	311 700	360 000	378 700	407 300	449 600	
	<u>42</u>	239 100	273 800	313 000	360 800	379 500	407 500	450 000	
	<u>43</u>	239 900	274 600	314 300	361 800	380 300	407 800	450 300	
	<u>44</u>	240 700	275 300	315 400	362 800	381 000	408 100	450 600	
	<u>45</u>	241 400	276 000	316 300	363 700	381 700	408 400	450 900	
	<u>46</u>	242 000	276 700	317 600	364 800	382 400	408 700		
	<u>47</u>	242 600	277 400	318 900	365 700	383 100	409 000		

	<u>24</u>	218 400	259 400	286 200	320 200	346 200	372 700	421 100	459 800
	<u>25</u>	220 000	260 400	287 300	321 700	347 600	374 600	422 700	461 200
	<u>26</u>	221 700	261 300	288 500	323 400	349 300	376 500	424 200	462 500
	<u>27</u>	223 000	262 200	289 800	325 000	350 900	378 400	425 700	463 800
	<u>28</u>	224 300	263 100	291 100	326 600	352 500	380 200	427 200	465 000
	<u>29</u>	225 600	263 900	292 400	328 000	353 700	381 700	428 700	466 000
	<u>30</u>	226 700	264 700	293 400	329 700	355 200	383 500	430 000	466 700
	<u>31</u>	227 800	265 500	294 400	331 400	356 700	385 200	431 300	467 400
	<u>32</u>	228 900	266 300	295 500	333 000	358 200	386 800	432 500	468 100
	<u>33</u>	230 000	267 000	296 600	334 200	359 900	388 500	433 700	468 800
	<u>34</u>	231 100	267 800	297 800	336 100	361 700	389 900	435 000	469 500
	<u>35</u>	232 200	268 600	298 900	337 800	363 400	391 300	436 300	470 100
	<u>36</u>	233 300	269 300	300 100	339 400	365 100	392 700	437 500	470 700
	<u>37</u>	234 400	270 000	301 300	340 900	366 500	394 100	438 700	471 200
	<u>38</u>	235 400	270 800	302 600	342 500	367 800	395 300	439 500	471 800
	<u>39</u>	236 400	271 600	303 900	344 100	369 000	396 500	440 300	472 400
	<u>40</u>	237 300	272 300	305 200	345 700	370 400	397 500	441 100	473 000
	<u>41</u>	238 200	273 000	306 500	347 400	371 500	398 600	441 700	473 500
	<u>42</u>	239 100	273 800	307 800	349 200	372 400	399 800	442 300	474 000
	<u>43</u>	239 900	274 600	309 100	351 000	373 400	400 900	442 900	474 400
	<u>44</u>	240 700	275 300	310 400	352 800	374 500	402 000	443 500	474 700
	<u>45</u>	241 400	276 000	311 700	354 300	375 300	402 700	444 200	475 000
	<u>46</u>	242 000	276 700	313 000	355 700	376 200	403 400	445 000	
	<u>47</u>	242 600	277 400	314 300	357 100	377 100	404 100	445 400	

<u>48</u>	243 200	278 100	320 200	366 700	383 800	409 300				<u>48</u>	243 200	278 100	315 400	358 500	377 900	404 800	446 100			
<u>49</u>	243 800	278 800	321 400	367 600	384 300	409 500				<u>49</u>	243 800	278 800	316 300	360 000	378 700	405 400	446 600			
<u>50</u>	244 400	279 500	322 700	368 300	384 900	409 800				<u>50</u>	244 400	279 500	317 600	360 800	379 500	406 000	447 000			
<u>51</u>	245 000	280 200	323 900	369 000	385 500	410 100				<u>51</u>	245 000	280 200	318 900	361 800	380 300	406 500	447 400			
<u>52</u>	245 500	280 900	325 100	369 600	386 200	410 400				<u>52</u>	245 500	280 900	320 200	362 800	381 000	406 900	447 800			
<u>53</u>	246 000	281 500	326 400	370 000	386 600	410 600				<u>53</u>	246 000	281 500	321 400	363 700	381 700	407 300	448 200			
<u>54</u>	246 400	282 200	327 500	370 600	387 200	410 900				<u>54</u>	246 400	282 200	322 700	364 800	382 400	407 500	448 600			
<u>55</u>	246 700	282 800	328 600	371 300	387 800	411 200				<u>55</u>	246 700	282 800	323 900	365 700	383 100	407 800	449 000			
<u>56</u>	247 000	283 500	329 700	372 000	388 300	411 500				<u>56</u>	247 000	283 500	325 100	366 700	383 800	408 100	449 300			
<u>57</u>	247 300	284 100	330 400	372 300	388 700	411 700				<u>57</u>	247 300	284 100	326 400	367 600	384 300	408 400	449 600			
<u>58</u>	247 600	284 800	331 300	373 000	389 300	412 000				<u>58</u>	247 600	284 800	327 500	368 300	384 900	408 700	450 000			
<u>59</u>	247 900	285 400	332 000	373 700	389 900	412 300				<u>59</u>	247 900	285 400	328 600	369 000	385 500	409 000	450 300			
<u>60</u>	248 200	286 100	332 800	374 300	390 400	412 500				<u>60</u>	248 200	286 100	329 700	369 600	386 200	409 300	450 600			
<u>61</u>	248 500	286 700	333 600	374 600	390 800	412 700				<u>61</u>	248 500	286 700	330 400	370 000	386 600	409 500	450 900			
<u>62</u>	248 800	287 400	334 000	375 100	391 300	413 000				<u>62</u>	248 800	287 400	331 300	370 600	387 200	409 800				
<u>63</u>	249 100	288 000	334 600	375 700	391 800	413 300				<u>63</u>	249 100	288 000	332 000	371 300	387 800	410 100				
<u>64</u>	249 400	288 500	335 300	376 300	392 400	413 500				<u>64</u>	249 400	288 500	332 800	372 000	388 300	410 400				
<u>65</u>	249 700	289 000	336 100	376 600	392 700	413 700				<u>65</u>	249 700	289 000	333 600	372 300	388 700	410 600				
<u>66</u>	250 000	289 600	336 800	377 200	393 100	414 000				<u>66</u>	250 000	289 600	334 000	373 000	389 300	410 900				
<u>67</u>	250 300	290 100	337 500	377 900	393 500	414 300				<u>67</u>	250 300	290 100	334 600	373 700	389 900	411 200				
<u>68</u>	250 600	290 700	338 100	378 500	393 900	414 500				<u>68</u>	250 600	290 700	335 300	374 300	390 400	411 500				
<u>69</u>	250 900	291 200	338 600	378 900	394 200	414 700				<u>69</u>	250 900	291 200	336 100	374 600	390 800	411 700				
<u>70</u>	251 200	291 700	339 200	379 400	394 500	415 000				<u>70</u>	251 200	291 700	336 800	375 100	391 300	412 000				
<u>71</u>	251 500	292 300	339 700	380 000	394 800	415 300				<u>71</u>	251 500	292 300	337 500	375 700	391 800	412 300				

<u>72</u>	<u>251.800</u>	<u>292.900</u>	<u>340.300</u>	<u>380.500</u>	<u>395.000</u>	<u>415.500</u>		
<u>73</u>	<u>252.100</u>	<u>293.400</u>	<u>340.600</u>	<u>381.000</u>	<u>395.200</u>	<u>415.700</u>		
<u>74</u>	<u>252.400</u>	<u>293.900</u>	<u>341.100</u>	<u>381.600</u>	<u>395.500</u>			
<u>75</u>	<u>252.700</u>	<u>294.300</u>	<u>341.500</u>	<u>382.100</u>	<u>395.800</u>			
<u>76</u>	<u>253.000</u>	<u>294.600</u>	<u>341.900</u>	<u>382.400</u>	<u>396.000</u>			
<u>77</u>	<u>253.300</u>	<u>294.800</u>	<u>342.300</u>	<u>382.800</u>	<u>396.200</u>			
<u>78</u>	<u>253.600</u>	<u>295.100</u>	<u>342.800</u>	<u>383.300</u>	<u>396.500</u>			
<u>79</u>	<u>253.900</u>	<u>295.300</u>	<u>343.300</u>	<u>383.700</u>	<u>396.800</u>			
<u>80</u>	<u>254.200</u>	<u>295.600</u>	<u>343.800</u>	<u>384.100</u>	<u>397.000</u>			
<u>81</u>	<u>254.500</u>	<u>295.800</u>	<u>344.100</u>	<u>384.500</u>	<u>397.200</u>			
<u>82</u>	<u>254.800</u>	<u>296.000</u>	<u>344.500</u>	<u>385.000</u>	<u>397.500</u>			
<u>83</u>	<u>255.100</u>	<u>296.300</u>	<u>344.900</u>	<u>385.400</u>	<u>397.800</u>			
<u>84</u>	<u>255.400</u>	<u>296.500</u>	<u>345.300</u>	<u>385.800</u>	<u>398.000</u>			
<u>85</u>	<u>255.700</u>	<u>296.800</u>	<u>345.600</u>	<u>386.100</u>	<u>398.200</u>			
<u>86</u>	<u>256.000</u>	<u>297.100</u>	<u>346.000</u>					
<u>87</u>	<u>256.300</u>	<u>297.400</u>	<u>346.400</u>					
<u>88</u>	<u>256.600</u>	<u>297.700</u>	<u>346.800</u>					
<u>89</u>	<u>256.900</u>	<u>298.000</u>	<u>347.000</u>					
<u>90</u>	<u>257.200</u>	<u>298.300</u>	<u>347.400</u>					
<u>91</u>	<u>257.500</u>	<u>298.600</u>	<u>347.800</u>					
<u>92</u>	<u>257.800</u>	<u>299.000</u>	<u>348.200</u>					
<u>93</u>	<u>258.100</u>	<u>299.200</u>	<u>348.400</u>					
<u>94</u>		<u>299.400</u>	<u>348.800</u>					
<u>95</u>		<u>299.700</u>	<u>349.200</u>					

<u>72</u>	<u>251.800</u>	<u>292.900</u>	<u>338.100</u>	<u>376.300</u>	<u>392.400</u>	<u>412.500</u>		
<u>73</u>	<u>252.100</u>	<u>293.400</u>	<u>338.600</u>	<u>376.600</u>	<u>392.700</u>	<u>412.700</u>		
<u>74</u>	<u>252.400</u>	<u>293.900</u>	<u>339.200</u>	<u>377.200</u>	<u>393.100</u>	<u>413.000</u>		
<u>75</u>	<u>252.700</u>	<u>294.300</u>	<u>339.700</u>	<u>377.900</u>	<u>393.500</u>	<u>413.300</u>		
<u>76</u>	<u>253.000</u>	<u>294.600</u>	<u>340.300</u>	<u>378.500</u>	<u>393.900</u>	<u>413.500</u>		
<u>77</u>	<u>253.300</u>	<u>294.800</u>	<u>340.600</u>	<u>378.900</u>	<u>394.200</u>	<u>413.700</u>		
<u>78</u>	<u>253.600</u>	<u>295.100</u>	<u>341.100</u>	<u>379.400</u>	<u>394.500</u>	<u>414.000</u>		
<u>79</u>	<u>253.900</u>	<u>295.300</u>	<u>341.500</u>	<u>380.000</u>	<u>394.800</u>	<u>414.300</u>		
<u>80</u>	<u>254.200</u>	<u>295.600</u>	<u>341.900</u>	<u>380.500</u>	<u>395.000</u>	<u>414.500</u>		
<u>81</u>	<u>254.500</u>	<u>295.800</u>	<u>342.300</u>	<u>381.000</u>	<u>395.200</u>	<u>414.700</u>		
<u>82</u>	<u>254.800</u>	<u>296.000</u>	<u>342.800</u>	<u>381.600</u>	<u>395.500</u>	<u>415.000</u>		
<u>83</u>	<u>255.100</u>	<u>296.300</u>	<u>343.300</u>	<u>382.100</u>	<u>395.800</u>	<u>415.300</u>		
<u>84</u>	<u>255.400</u>	<u>296.500</u>	<u>343.800</u>	<u>382.400</u>	<u>396.000</u>	<u>415.500</u>		
<u>85</u>	<u>255.700</u>	<u>296.800</u>	<u>344.100</u>	<u>382.800</u>	<u>396.200</u>	<u>415.700</u>		
<u>86</u>	<u>256.000</u>	<u>297.100</u>	<u>344.500</u>	<u>383.300</u>	<u>396.500</u>			
<u>87</u>	<u>256.300</u>	<u>297.400</u>	<u>344.900</u>	<u>383.700</u>	<u>396.800</u>			
<u>88</u>	<u>256.600</u>	<u>297.700</u>	<u>345.300</u>	<u>384.100</u>	<u>397.000</u>			
<u>89</u>	<u>256.900</u>	<u>298.000</u>	<u>345.600</u>	<u>384.500</u>	<u>397.200</u>			
<u>90</u>	<u>257.200</u>	<u>298.300</u>	<u>346.000</u>	<u>385.000</u>	<u>397.500</u>			
<u>91</u>	<u>257.500</u>	<u>298.600</u>	<u>346.400</u>	<u>385.400</u>	<u>397.800</u>			
<u>92</u>	<u>257.800</u>	<u>299.000</u>	<u>346.800</u>	<u>385.800</u>	<u>398.000</u>			
<u>93</u>	<u>258.100</u>	<u>299.200</u>	<u>347.000</u>	<u>386.100</u>	<u>398.200</u>			
<u>94</u>		<u>299.400</u>	<u>347.400</u>					
<u>95</u>		<u>299.700</u>	<u>347.800</u>					

<u>96</u>		<u>300 100</u>	<u>349 500</u>						
<u>97</u>		<u>300 300</u>	<u>349 800</u>						
<u>98</u>		<u>300 600</u>	<u>350 200</u>						
<u>99</u>		<u>301 000</u>	<u>350 600</u>						
<u>100</u>		<u>301 400</u>	<u>351 000</u>						
<u>101</u>		<u>301 600</u>	<u>351 500</u>						
<u>102</u>		<u>301 900</u>	<u>351 900</u>						
<u>103</u>		<u>302 200</u>	<u>352 300</u>						
<u>104</u>		<u>302 500</u>	<u>352 700</u>						
<u>105</u>		<u>302 700</u>	<u>353 200</u>						
<u>106</u>		<u>303 000</u>	<u>353 600</u>						
<u>107</u>		<u>303 300</u>	<u>353 900</u>						
<u>108</u>		<u>303 600</u>	<u>354 200</u>						
<u>109</u>		<u>303 800</u>	<u>354 700</u>						
<u>110</u>		<u>304 200</u>							
<u>111</u>		<u>304 600</u>							
<u>112</u>		<u>304 900</u>							
<u>113</u>		<u>305 100</u>							
<u>114</u>		<u>305 300</u>							
<u>115</u>		<u>305 600</u>							
<u>116</u>		<u>306 000</u>							
<u>117</u>		<u>306 200</u>							
<u>118</u>		<u>306 400</u>							
<u>119</u>		<u>306 700</u>							

<u>96</u>		<u>300 100</u>	<u>348 200</u>						
<u>97</u>		<u>300 300</u>	<u>348 400</u>						
<u>98</u>		<u>300 600</u>	<u>348 800</u>						
<u>99</u>		<u>301 000</u>	<u>349 200</u>						
<u>100</u>		<u>301 400</u>	<u>349 500</u>						
<u>101</u>		<u>301 600</u>	<u>349 800</u>						
<u>102</u>		<u>301 900</u>	<u>350 200</u>						
<u>103</u>		<u>302 200</u>	<u>350 600</u>						
<u>104</u>		<u>302 500</u>	<u>351 000</u>						
<u>105</u>		<u>302 700</u>	<u>351 500</u>						
<u>106</u>		<u>303 000</u>	<u>351 900</u>						
<u>107</u>		<u>303 300</u>	<u>352 300</u>						
<u>108</u>		<u>303 600</u>	<u>352 700</u>						
<u>109</u>		<u>303 800</u>	<u>353 200</u>						
<u>110</u>		<u>304 200</u>	<u>353 600</u>						
<u>111</u>		<u>304 600</u>	<u>353 900</u>						
<u>112</u>		<u>304 900</u>	<u>354 200</u>						
<u>113</u>		<u>305 100</u>	<u>354 700</u>						
<u>114</u>		<u>305 300</u>							
<u>115</u>		<u>305 600</u>							
<u>116</u>		<u>306 000</u>							
<u>117</u>		<u>306 200</u>							
<u>118</u>		<u>306 400</u>							
<u>119</u>		<u>306 700</u>							

	<u>120</u>		307,000					
	<u>121</u>		307,400					
	<u>122</u>		307,600					
	<u>123</u>		307,900					
	<u>124</u>		308,200					
	<u>125</u>		308,500					
定年前再任	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
用短時間勤	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
務職員	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

- ・高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 略

2及び3 略

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、100分の8を乗じて得た額を加算した額とす

	<u>120</u>		307,000					
	<u>121</u>		307,400					
	<u>122</u>		307,600					
	<u>123</u>		307,900					
	<u>124</u>		308,200					
	<u>125</u>		308,500					
定年前再任	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
用短時間勤	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
務職員	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

- ・高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 略

2及び3 略

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、100分の6を乗じて得た額を加算した額とす

る。 ・高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (給与に関する特例) 第8条 略 2 略 3 前項の規定による号給の決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第10条 給与条例第4条から第6条まで、第10条、第12条_____ _____, 第14条及び第16条から第18条まで_____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項及び第5項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年高浜市条例第31号。第20条第5項において「任期付職員条例」とい	る。 ・高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (給与に関する特例) 第8条 略 2 略 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等) 第10条 給与条例第4条から第6条まで、第10条、第12条、 第13条、第14条、第16条から第18条まで及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項並びに第20条第2項及び第5項_____の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年高浜市条例第31号。第20条第5項において「任期付職員条例」とい
---	--

う。)第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、
「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項
中「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例
第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100
分の95」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職
員でその職務が主任級以上であるもの」とあるのは「任期付職員
条例第8条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、「役職段
階、職務の級等」とあるのは「職務の複雑、困難及び責任の度
等」と、給与条例第21条第2項中「支給する勤勉手当の額の、
次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に
定める額」とあるのは「高浜市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員に支給
する勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の
87.5を乗じて得た額の総額」とする。

3及び4 略

- ・高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途な
く、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とす
る。

う。)第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、
「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第2項
中「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例
第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100
分の175」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職
員でその職務が主任級以上であるもの」とあるのは「任期付職員
条例第8条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、「役職段
階、職務の級等」とあるのは「職務の複雑、困難及び責任の度
等」とする。

3及び4 略

- ・高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途な
く、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とす
る。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
る者を含む。以下同じ。)

- (1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
- (2) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (4) 重度心身障害者
(住居手当)

第 6 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 略
- (2) 第 7 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) が居住するための住宅（管理者が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの
(管理職員特別勤務手当)

第 12 条の 2 管理職員特別勤務手当は、第 4 条の規定により管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは休日等（以下この条において「週休日等」という。）に勤務し、又は午後 10 時から翌日の 午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の

- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
- (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者
(住居手当)

第 6 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 略
- (2) 第 7 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____ が居住するための住宅（管理者が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの
(管理職員特別勤務手当)

第 12 条の 2 管理職員特別勤務手当は、第 4 条の規定により管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは休日等（以下この条において「週休日等」という。）に勤務し、又は 週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間 _____ であって正規の勤務時間以外の

時間に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。 （勤勉手当） 第 1 4 条 勤勉手当は、職員の<u>人事評価の結果及び勤務の状況</u>に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第 1 8 条 第 5 条_____の規定は、地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。	時間に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。 （勤勉手当） 第 1 4 条 勤勉手当は、職員の<u>勤務成績</u>_____に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第 1 8 条 第 5 条<u>及び第 6 条</u>の規定は、地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。
---	---

高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正の概要について

1 人事院勧告

人事院は、令和6年8月8日に国会と内閣に対し、給与改定等についての勧告を行い、政府において、勧告どおりの内容とする「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が同年12月17日に成立され、同年12月25日に公布されました。

本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、勧告どおりに改正します。

令和6年の主な勧告内容

～給与制度のアップデート（初任給・若年層の水準上げは12月議会で先行実施）～

（１）月例給の最低水準の引上げ

3～8級の初号の額を引き上げるとともに、職務の級間の水準の重なりを解消することで、昇格により給与が大きく上昇するといった職責重視の給料表へと見直す。

（２）扶養手当の見直し

配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子どもへの手当を引き上げる。

（３）地域手当の見直し

地域手当の支給地域及び支給割合が見直され、愛知県内の市町村は8％（一部の市は12％）

（４）通勤手当の見直し

通勤手当の支給限度額を1か月当たり5万5千円から15万円に引き上げる。

2 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）・企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第4条関係）

（1）行政職給料表の改正

3～8級の初号の額を引き上げるとともに、職務の級間の水準の重なりを解消することで、職責重視の給料表へと見直す。

（2）期末・勤勉手当の平準化

年間の支給月数を平準化する。（年間支給月数は変わらない）

① 令和7年度以降の期末・勤勉手当支給割合

（単位：月）

	6月期		12月期		年間支給月数
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
再任用職員以外	1.25	1.05	1.25	1.05	4.60
再任用職員	0.70	0.50	0.70	0.50	2.40

（3）扶養手当の改正

配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子どもへの手当を引き上げる。

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	8級	3,500円	廃止	
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円

（4）地域手当の改正

地域手当が市町村単位から都道府県単位となり、高浜市を含む愛知県は一律8%（一部の市は12%）となったことから、地域手当を8%に引き上げる。

（5）その他手当の改正

- ・通勤手当の支給限度額を1か月当たり5万5千円から15万円に引き上げる。
- ・管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を「午前0時～午前5時」から「午後10時～翌日の午前5時」まで拡大する。

3 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）

（1）地域手当の改正

正規職員と同様に、会計年度任用職員も地域手当を8％に引き上げる。

- ・主な職種の給料月額及び時間単価

職種	区分	経験なし	経験1年	経験2年	経験3年	経験4年
1 事務補助、 保育補助	改正前（-R7.3）	183,500 円 （1,195 円）	184,600 円 （1,202 円）	185,800 円 （1,210 円）	186,900 円 （1,217 円）	188,000 円 （1,224 円）
	改正後（R7.4-）	183,500 円 （1,217 円）	184,600 円 （1,224 円）	185,800 円 （1,232 円）	186,900 円 （1,240 円）	188,000 円 （1,247 円）
1 保育士、 幼稚園教諭	改正前（-R7.3）	207,400 円 （1,350 円）	209,000 円 （1,361 円）	210,600 円 （1,371 円）	212,100 円 （1,381 円）	213,600 円 （1,391 円）
	改正後（R7.4-）	207,400 円 （1,376 円）	209,000 円 （1,386 円）	210,600 円 （1,397 円）	212,100 円 （1,407 円）	213,600 円 （1,417 円）
4 保健師、 助産師	改正前（-R7.3）	257,100 円 （1,674 円）	257,800 円 （1,679 円）	258,500 円 （1,683 円）	259,400 円 （1,689 円）	260,500 円 （1,696 円）
	改正後（R7.4-）	257,100 円 （1,706 円）	257,800 円 （1,710 円）	258,500 円 （1,715 円）	259,400 円 （1,721 円）	260,500 円 （1,728 円）

4 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

（1）特定任期付職員の勤勉手当創設

令和7年度から特定任期付職員に勤勉手当を導入する。また、業績手当を廃止する。

【参考】令和6年度の期末手当支給割合

（単位：月）

	6月期		12月期		年間支給月数
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
特定任期付職員	1.70	—	1.75	—	3.45

令和7年度以降の期末・勤勉手当支給割合

（単位：月）

	6月期		12月期		年間支給月数
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
特定任期付職員	0.95	0.875	0.95	0.875	3.65

議案第 12 号関係

高浜市職員定数条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>2 8 7 人</u> (2)～(7) 略 (8) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>1 2 人</u> 略 2 及び 3 略	(職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>2 8 8 人</u> (2)～(7) 略 (8) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>1 1 人</u> 略 2 及び 3 略

議案第 13 号関係

高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
・高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (部分休業の承認) 第 20 条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）<u>第 6 1 条の 2 第 20 項</u> _____の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 ・高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 8 条の 3 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求し	・高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (部分休業の承認) 第 20 条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）<u>第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 29 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 ・高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第 8 条の 3 略 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子</u>_____のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求し

た場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則

た場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則

で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項において「配偶者等」という。」）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間

（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対し

で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間

（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 略

て、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

議案第 14 号關係

高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改

正

後

高浜市多文化共生拠点施設の設置及び管理に関する条例

例

(設置)

第1条 多様な文化を有する市民が共に安心して生きられる地域社会の実現を目指し、高浜市多文化共生拠点施設（以下「拠点施設」という。） を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設 の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高浜市多文化共生コミュニティセンター	高浜市湯山町六丁目6番地4

(事業)

第3条 拠点施設 において行う事業は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) その他拠点施設 の設置の目的を達成するために必要な事業

(利用の中止等)

改

正

前

高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 多様な文化を有する市民が共に安心して生きられる地域社会の実現を目指し、高浜市多文化共生コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。） を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高浜市多文化共生コミュニティセンター	高浜市青木町四丁目5番地2・6

(事業)

第3条 コミュニティセンターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) その他コミュニティセンターの設置の目的を達成するために必要な事業

(利用の中止等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>拠点施設</u>の利用を中止し、又は制限することができる。 (1)及び(2) 略 (利用者の義務等) 第5条 <u>拠点施設</u>を利用する者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従うとともに、多文化共生拠点施設の秩序を乱すような行為をしてはならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに掲げる者に対しては、<u>拠点施設</u>の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は<u>拠点施設</u>の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者 (2)及び(3) 略 (損害賠償) 第6条 故意又は過失によって<u>拠点施設</u>の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか<u>拠点施設</u>の管理及び運営に際し必要な事項は、規則で定める。	第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>コミュニティセンター</u>の利用を中止し、又は制限することができる。 (1)及び(2) 略 (利用者の義務等) 第5条 <u>コミュニティセンター</u>を利用する者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従うとともに、多文化共生拠点施設の秩序を乱すような行為をしてはならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに掲げる者に対しては、<u>コミュニティセンター</u>の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は<u>コミュニティセンター</u>の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者 (2)及び(3) 略 (損害賠償) 第6条 故意又は過失によって<u>コミュニティセンター</u>の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、<u>コミュニティセンター</u>の管理及び運営に際し必要な事項は、規則で定める。
---	--

議案第14号概要資料

高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

■改正の理由

多文化共生コミュニティセンターについて、現在の青木町から女性文化センター内（現：小会議室・和室（B））に移転することに伴うもの。

■改正の背景

1) 現行の多文化共生コミュニティセンターの課題

- ◆センターが外国籍の方々に浸透し、利用者が増えたことにより、イベント開催時や土曜日の日本語教室等において手狭になった。
- ◆センターの駐車・駐輪スペースが不足している。

2) 女性文化センターの課題

- ◆新型コロナウイルス感染症の流行を機に、利用件数が減少し、現時点において利用件数回復の見込みが高くない状況にある。

■改正の内容

①所在地の移転（条例第2条関係）

- ・現在の「青木町四丁目5番地26」から女性文化センターと同じ「湯山町六丁目6番地4」に改正する。

②女性文化センター「和室B」及び「小会議室」を貸室対象から除く（附則第2条関係）

- ・多文化共生コミュニティセンターとして占有する「和室B」及び「小会議室」について、貸室を廃止するため、使用料手数料条例の別表第1から当該部屋を削る。
- ・このことにより、貸館対象の和室が2部屋から1部屋に減るため、「和室A」の名称を「和室」に改正する。

③条例及び規則上における施設総称の変更（上記以外）

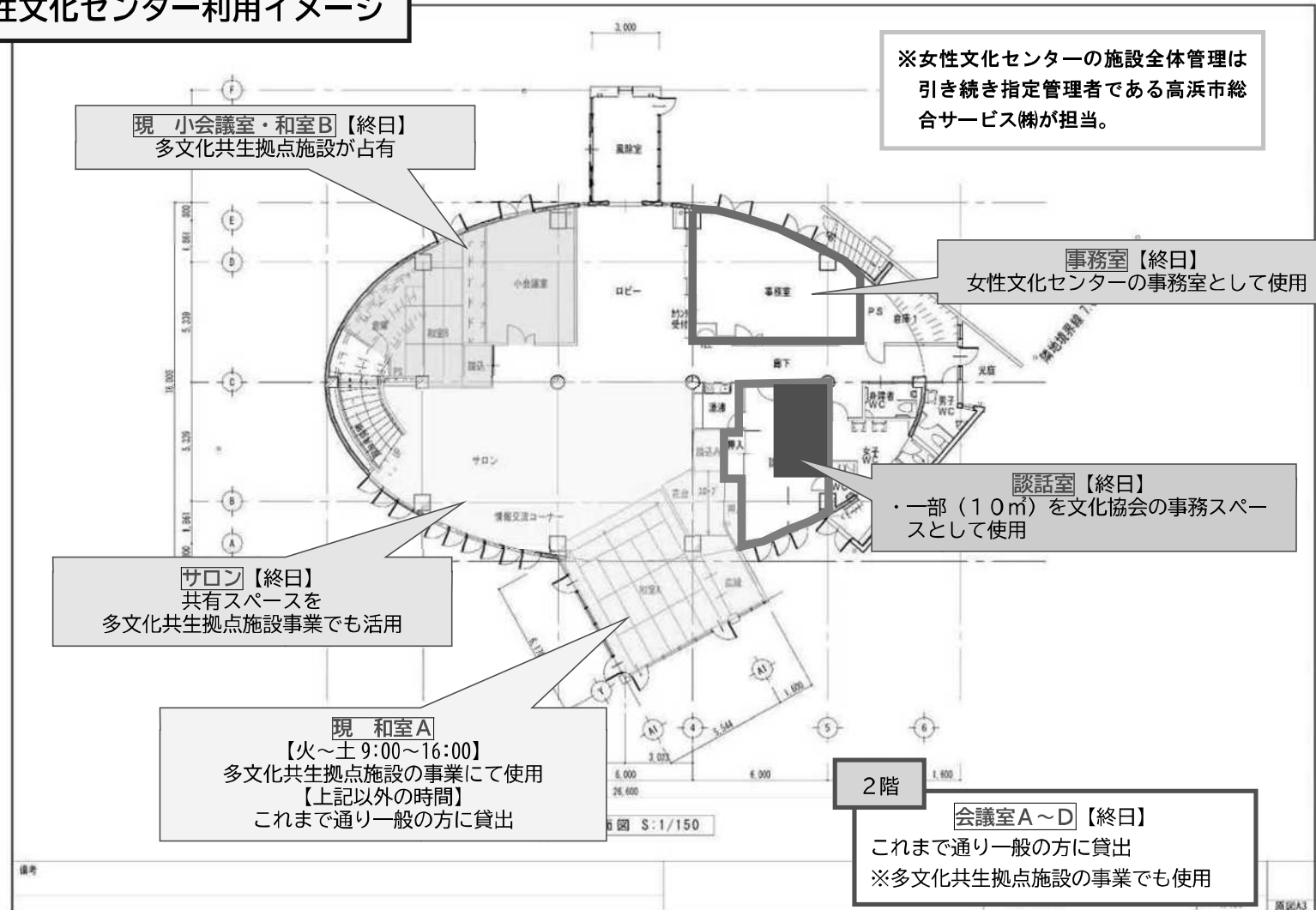
- ・多文化共生コミュニティセンターが女性文化センター内に移転することに伴い、条例上、同住所に「センター」が2つ並立することから、「多文化共生コミュニティセンター」を「多文化共生拠点施設」に改正する。

■施行日

令和7年7月19日（附則第2条関係のみ 令和7年6月16日施行）



R7.7.19～ 女性文化センター利用イメージ



議案第 15 号関係

高浜市使用料及び手数料条例の一部改正新旧対照表

改 正 後						改 正 前					
別表第 2（第 3 条関係）						別表第 2（第 3 条関係）					
種類	区分	単位	金額（円）	徴収の 時期	備考	種類	区分	単位	金額（円）	徴収の 時期	備考
やきもの の里かわ ら美術 館・図書 館～地域 交流施設	略	略	略	利用の 許可を 受けた とき	略	やきもの の里かわ ら美術 館・図書 館～地域 交流施設	略	略	略	利用の 許可を 受けた とき	略
高浜市南 部ふれあ いプラザ	喫茶レス トラン	1 月	5 4 , 8 3 0		光熱水費は、実 費	高浜市南 部ふれあ いプラザ	喫茶レス トラン	1 月	5 4 , 8 3 0		光熱水費は、実 費
	パン工房 棟	1 月	1 7 , 8 7 0				パン工房 棟	1 月	1 7 , 8 7 0		
いきいき 広場	ショール ーム	1 月	3 6 , 7 3 0								
女性文化 センター	談話室の 一部	1 月	4 , 1 9 0		高浜市文化協会 が継続的に利用 する場合						

議案第16号概要資料

高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について

■制定の背景

高取北児童クラブの移転先として高取小学校給食棟を使用するに当たり、教育施設とは別に使用するため、児童クラブの実施に関する条例の制定を要するとともに、同じく他の施設と併設している児童クラブの実施に関しても改めて条例にて必要事項を規定するものです。

■根拠法令等

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項 : 放課後児童健全育成事業について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 : 公の施設の設置について

■制定の概要

「対象となる施設及び児童、利用の申請等、費用負担、委任についての規定を定める。」

対象となる施設 : 高取北児童クラブ及びその他の公設児童クラブ(4施設)の計5施設

対 象 児 童 : 市内の小学校に就学している児童であって、その保護者のいずれかが次のいずれかに該当し、当該児童を育成することができないと認められる場合。ただし、市長が必要と認める児童については、この限りではない。

①屋間に労働することが常態 ②出産等による入院 ③疾病、負傷、精神若しくは身体に障害 ④介護又は看護 ⑤災害の復旧中

⑥その他①～⑤に類すると認められる場合

利用の申請等 : 利用については申請をして許可を受けるものとする。対処児童に該当しない場合や定員超過により適正な運営が困難となる場合等は不許可となる。また、申請内容に変更が生じたり、利用の中止をする場合等は市長に届け出るものとする。また市長は、児童クラブの適正な運営に著しい支障があるとき等は、その利用を取り消し又は中止することができる。

費 用 負 担 : 通常利用 月額5500円 延長利用 早朝 月額500円 夜間 月額500円

委 任 : この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

■施行日

令和7年4月1日

議案第 17 号関係

高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(利用の許可) <u>第 3 条</u> 略 (利用の制限) <u>第 4 条</u> 略 (使用料) <u>第 5 条</u> <u>第 3 条第 1 項</u>の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、高浜市使用料及び手数料条例（昭和 39 年高浜町条例第 18 号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。 (利用料金) <u>第 6 条</u> 略 2 及び 3 略	<u>(利用者の範囲)</u> <u>第 3 条</u> <u>文化センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。ただし、教育委員会が適当と認める者は、この限りでない。</u> <u>(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する女性</u> <u>(2) 碧南市、刈谷市、安城市又は知立市内に在住し、在勤し、又は在学する女性</u> (利用の許可) <u>第 4 条</u> 略 (利用の制限) <u>第 5 条</u> 略 (使用料) <u>第 6 条</u> <u>第 4 条第 1 項</u>の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、高浜市使用料及び手数料条例（昭和 39 年高浜町条例第 18 号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。 (利用料金) <u>第 7 条</u> 略 2 及び 3 略

4 第1項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、指定管理者は、<u>第11条第2号</u>の業務を行わないものとする。 (利用者の義務) <u>第7条</u> 利用者は、文化センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに<u>第3条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件及び教育委員会の指示に従うとともに、文化センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) <u>第8条</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第3条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (損害賠償) <u>第9条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第10条</u> 略 2 指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合においては、<u>第3条</u>、<u>第4条</u>、<u>第7条</u>及び<u>第8条</u>中「教育委員会」とあるのは「<u>第10条第1項</u>に規定する指定管理者」として、これらの規定を適用する。 (指定管理者が行う業務の範囲) <u>第11条</u> 略 (指定管理者が行う管理の基準)	4 第1項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、指定管理者は、<u>第12条第2号</u>の業務を行わないものとする。 (利用者の義務) <u>第8条</u> 利用者は、文化センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに<u>第4条第2項</u>の規定により許可に付けられた条件及び教育委員会の指示に従うとともに、文化センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) <u>第9条</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第4条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (損害賠償) <u>第10条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第11条</u> 略 2 指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合においては、<u>第4条</u>、<u>第5条</u>、<u>第8条</u>及び<u>第9条</u>中「教育委員会」とあるのは「<u>第11条第1項</u>に規定する指定管理者」として、これらの規定を適用する。 (指定管理者が行う業務の範囲) <u>第12条</u> 略 (指定管理者が行う管理の基準)
--	---

<u>第 1 2 条</u> 略 (委任) <u>第 1 3 条</u> 略	<u>第 1 3 条</u> 略 (委任) <u>第 1 4 条</u> 略
---	---

議案第 18 号関係

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	(保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う こと。

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

<u>協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと認めるときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等 が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></u>	2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B</u></u>
---	--

(2) 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 (食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	<u>型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 (食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略
--	--

議案第18号概要資料

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

■制定の背景

下記に記す根拠法令等の施行に伴い、関連する本市条例について一部改正を行うものです。

■根拠法令等

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第109号)の公布等

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第7号)

■改正の概要

○高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年高浜市条例第22号)

1. 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第7号)

【保育所等との連携】第6条を改正し、保育内容支援(第1項第1号の利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援)及び代替保育(第1項第2号の家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)に係る連携協力に関する見直しをする。

(注)これは、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)を踏まえ、本来、家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、保育内容支援、代替保育及び卒園後の受け皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」といいます。)を適切に確保しなければならないこととされているところ、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、保育内容支援及び代替保育の連携施設の確保をしないこととすることができる措置に関する見直し等を行うものです。

①保育内容支援に係る連携施設の見直し

(第6条第2項)

家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者※1を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(第6条第3項)※1

保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

②代替保育に係る連携施設の見直し

（第6条第4項）

家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと認めるときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者※2を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

（第6条第5項）※2

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

（1）家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

（2）事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

2. 児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第109号)の公布等

【食事の提供の特例】第16条第1項第2号を改正し、第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（注）これは、栄養士法（昭和22 年法律第245 号）が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を取得していなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等において、「栄養士」の配置を求めている規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるようにするためです。

■施行日

令和7年4月1日から施行。